手続きについて（フロー）

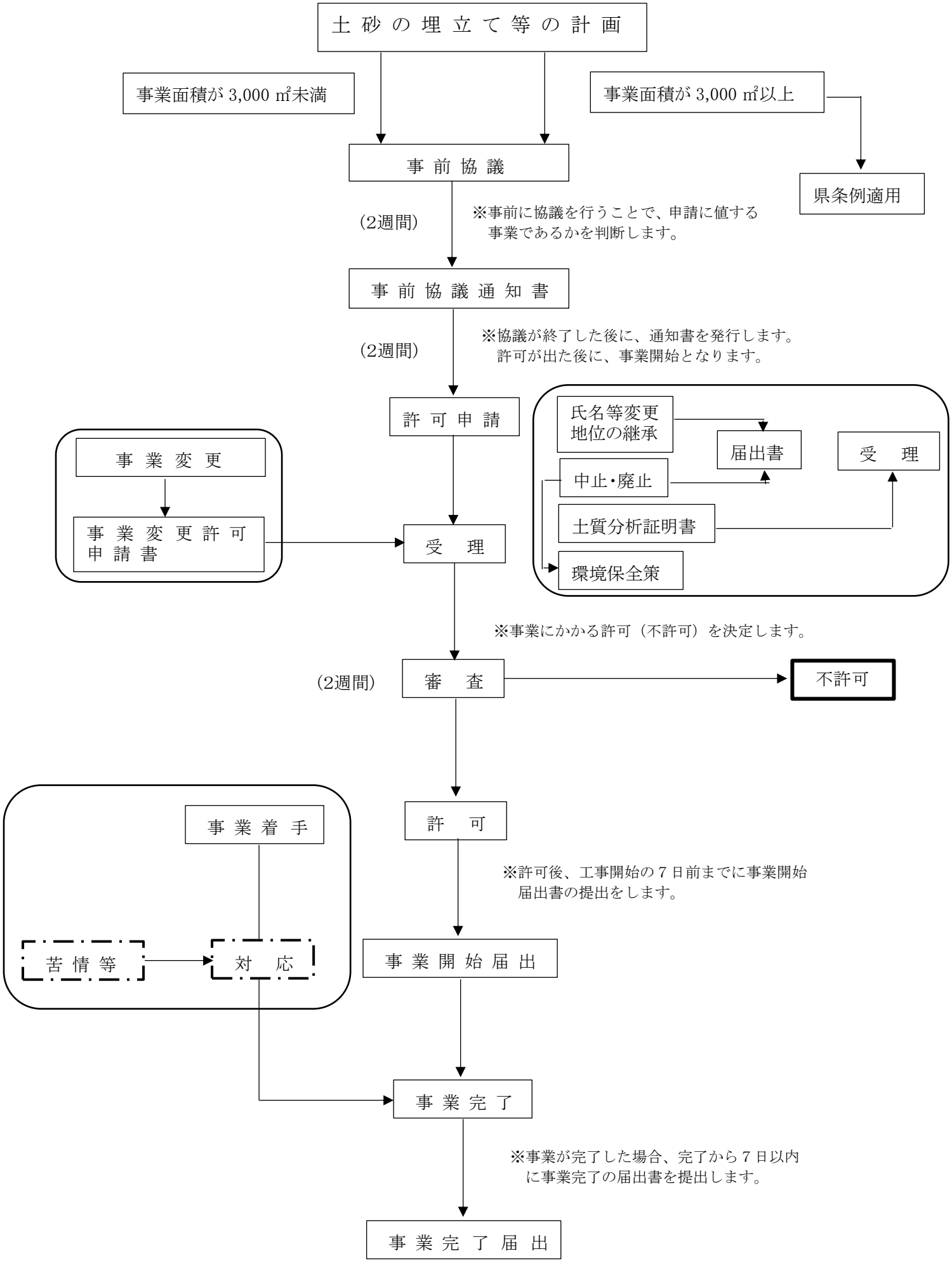
土砂の埋立て等の計画
事業面積が 3,000 ㎡未満
事業面積が 3,000 ㎡以上
県条例適用
事前協議
（2週間）
※事前に協議を行うことで、申請に値する事業であるかを判断します。
事前協議通知書
（2週間）
※協議が終了した後に、通知書を発行します。許可が出た後に、事業開始となります。
許可申請
氏名等変更
地位の継承
届出書
受　理
中止・廃止
土質分析証明書
環境保全策
事業変更
事業変更許可申請書
受　理
※事業にかかる許可（不許可）を決定します。
（2週間）
審　査
不許可
許　可
※許可後、工事開始の７日前までに事業開始届出書の提出をします。
事業着手
苦情等
対　応
事業開始届出
事業完了
※事業が完了した場合、完了から７日以内に事業完了の届出書を提出します。
事業完了届出